

答申に示された審議会の意見

■料金改定に関し答申書に示された審議会の意見は以下のとおり

下水道事業の公共的な側面や下水道事業の一環として展開されているりん回収事業は、環境政策的な側面を持つことから、財政的な安定を求めるとすれば、事業運営の財源を受益者負担のみに求めるのではなく、一般会計に対し財政負担を求める等の政策的な努力を事業者側も行うことを求めるものである。

審議会の意見に関する協議結果

■示された意見を受け、上下水道事業部として財政担当部と協議を実施。

■上下水道事業部と財政部間の複数回の協議を経て、以下の結論とした。

- ① 「りん回収事業」は汚泥処理として、**下水道事業の一環**として継続していくもの。
- ② 現在、汚泥再生事業は総務省の通知に定める「基準内の繰入」に該当していない。
また、国の公営企業のあり方の見解からも、「**独立採算制・受益者負担**」が原則であり、通知に定めのない「基準外の繰入」を拡大していくことは妥当でない。
- ③ 他の事業体においても「りん回収事業」の他、汚泥再生事業に着手しているが、「基準外の繰入」を行っている事業体は**現在のところ確認できていない**。

以上の点から、事業の位置づけや取り巻く背景から、上下水道事業部として

「りん回収事業への繰入の実現は、現段階においては困難」

と判断した。

本事業に関する今後の対応方針

■りん回収事業を含めた汚泥再生事業は、**下水道法において努力義務**とされているが、**産業廃棄物としての廃棄処分（埋立等）と比較すると全般的にコストがかかる**ことから、今後も、以下の視点で検討・協議を継続。

- ① 下水道事業については財政の好転化への取り組みが継続して必要。また、公営企業として「独立採算制・受益者負担」が原則であるが、利用者の負担軽減の検討は必要。
- ② 次期の料金のあり方の検討（平成31年度）をターゲットに、「下水道事業に対する繰入のあり方」を含めて、さらなる**財政の好転化を目指した検討**を実施。
- ③ 積極的に国等に汚泥再生事業に対する**補助制度の導入を提言**していく。
- ④ りん回収事業は当面継続していくが、事業の**コスト削減を継続**していく。
- ⑤ 運営コストの観点も含め、**事業そのもののあり方**を検討していく。